

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

訴えの変更申立書

2017(平成29)年9月21日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

頭書事件について、原告らは下記の通り請求の趣旨を変更する。

第1章 変更後の請求の趣旨

- 1 被告の処分庁原子力規制委員会が平成29年5月24日付で訴外関西電力株式会社に対してした大飯発電所3号機及び4号機にかかる発電用原子炉の設置変更許可を取り消す。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

第2章 変更後の請求の原因

第1 はじめに

被告国の処分庁原子力規制委員会は、訴外関西電力株式会社（以下「関西電力」という）が福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1に設置する原子力発電所である大飯発電所のうち、3号機及び4号機（以下「本件各原発」ということがある）について、2017年（平成29年）5月18日に発電用原子炉の設置変更許可処分（以下「本件処分」という）をした。本件処分は、本件各原発がいわゆる新規制基準に適合するものとして、その運転を認めるものである。

しかるに、本件各原発は、基準地震動の評価値が過小評価になっており実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（以下設置許可基準規則という）4条3項に適合しないこと、制御棒挿入性の問題から設置許可基準規則4条3項に違反すること、本件原発の敷地内にあるF-6破砕帯が「将来活動する可能性のある断層等」であることが否定できず、設置許可基準規則3条3項に違反すること、訴外関西電力の本件各原発にかかる津波評価が不

十分であり、設置許可基準規則 5 条に違反すること、重大事故に際して原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置がとられていないことから設置許可基準規則 3 7 条 2 項に適合しないこと、溶融炉心が原子炉格納容器下部に落下した場合に備えて設置すべき注水設備がなく、設置許可基準規則 5 1 条に違反すること、さらに炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合放射性物質の拡散の抑制に関する設置許可基準規則 5 5 条に適合しないことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）4 3 条の 3 の 6 第 1 項 4 号に基づく基準に適合していない。本件処分は、同法 4 3 条の 3 の 8 第 2 項が準用する同法 4 3 条の 3 の 6 第 1 項柱書に反してなされた違法なものである。

従って、原告らは、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という）3 条 2 項に基づき、本件処分の取消しを求める。

第 2 当事者等

1 原告ら

原告らは、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、神奈川県、沖縄県に居住している住民であり、大飯発電所 3 号機、4 号機において重大な原子炉事故が発生すれば、その生命、身体、財産に対する世代をこえた回復しがたい被害をこうむるおそれを有しているものであり、とりわけ、大飯 3 号機、4 号機の事故の場合、琵琶湖が広範に汚染され、関西圏一帯が居住のできない地域におちいる危険性すらはらんでおり、原告らは、その被害を防止するため人格権に基づいて本訴を提起するものである。原告らは、上記のように、大飯 3 号機、4 号機の重大事故により回復しがたい被害を受ける危険性に曝されているところ、原子炉等規制法第 1 条は同法の目的として「これらによる災害を防止し、公共の安全を図る」目的を規定して

おり、本件各処分取消しを求める法律上の利益（行政事件訴訟法第9条）を有している。

2 被告国

(1) 被告国は、原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）第2条に基づき、環境省の外局として、原子力規制委員会を設置した。

原子力規制委員会設置法1条によると、原子力規制委員会は、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、原子力利用に係る規制を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する機関であるとされている。

(2) 前記の通り、被告国の処分庁原子力規制委員会は、本件各原発にについて、2017（平成29）年5月24日に発電用原子炉の設置変更許可処分（本件処分）をした。

3 訴外関西電力株式会社

訴外関西電力株式会社は、関西地方を供給地域として電気事業等を営むことを目的とした株式会社であり、福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1に設置する大飯発電所に、3号機及び4号機の各発電用原子炉（いずれも加圧水型軽水炉（PWR）である）を設置している。

第3 発電用原子炉に関する法規制

2013（平成25）年9月19日付訴えの変更申立書の第2章第1、1を、最終段落を除いて引用する。

第4 処分取消訴訟の訴訟要件、主張立証責任の考え方について

1 処分取消訴訟の訴訟要件

本件訴訟は、行訴法3条2項に定める処分取消訴訟である。

処分取消訴訟の訴訟要件は、原告適格（行訴法9条）、訴えの利益、処分性（行訴法3条2項）、出訴期間の遵守（行訴法14条）である。

2 原告適格

原告ら準備書面（2）の第2（3頁から9頁）、原告ら準備書面（3）を引用する。

3 訴えの利益

処分取消訴訟における（狭義の）訴えの利益とは、裁判所が原告らの請求について判断するだけの具体的必要性を指す。

前記の通り、原告らは、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、神奈川県、沖縄県に居住しており、本件各原発で放射性物質の放出が発生した場合、それぞれ放射性物質から生ずる放射線を被曝する危険性を有している。本件処分により本件各原発が運転することにより、原告らは事故の危険にさらされることになるのだから、訴えの利益は当然に認められる。

4 処分性

処分取消訴訟における「処分」とは、公権力の行使に当たる国または公共団体の行為のうち、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

本件処分は、発電用原子炉の設置者に対し、原子炉の運転を許可するという

ものであり、処分性は当然に認められる。

5 出訴期間の遵守

処分取消訴訟は、処分があったことを知った日から6か月を経過したときは原則として提起することができないところ、原告らは、本件処分（2017年5月24日）から6か月以内である2017年*月*日に本件訴えの変更を申し立てており、出訴期間は遵守している。

6 主張立証責任の考え方について

2013（平成25）年9月19日付訴えの変更申立書の第2章第1、3を、最終段落を除いて引用する。

第5 本件処分の違法性

1 基準地震動の評価値の過小評価（設置許可基準規則4条3項違反）

2013（平成25）年9月19日付訴えの変更申立書の第2章第2、2014（平成26）年3月5日付準備書面（5）、2015（平成27）年6月17日付準備書面（10）の第2、2015（平成27）年9月11日付準備書面（12）、2015（平成27）年12月14日付準備書面（13）の第3、2016（平成28）年3月17日付準備書面（14）、2016（平成28）年6月10日付準備書面（15）、2016（平成28）年9月20日付準備書面（17）、2016（平成28）年12月16日付準備書面（18）、2017（平成29）年3月17日付準備書面（19）の第3、2017（平成29）年7月3日付準備書面（20）を引用する。

2 制御棒挿入性の問題（設置許可基準規則4条3項違反）

2013（平成25）年9月19日付訴えの変更申立書の第2章第3、2014（平成26）年9月9日付準備書面（7）を引用する。

3 本件原発の敷地内にあるF-6破砕帯が「将来活動する可能性のある断層

等」であることが否定できないこと（設置許可基準規則 3 条 3 項違反）

2013（平成 25）年 9 月 19 日付訴えの変更申立書の第 2 章第 4、2014（平成 26）年 6 月 3 日付準備書面（6）の第 3、2015（平成 27）年 6 月 17 日付準備書面（10）の第 1、2015（平成 27）年 12 月 14 日付準備書面（13）の第 2 を引用する。

4 本件各原発にかかる津波評価が不十分であること（設置許可基準規則 5 条違反）

2013（平成 25）年 9 月 19 日付訴えの変更申立書の第 2 章第 5 を引用する。

5 重大事故に際して原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置がとられていないこと（設置許可基準規則 3 7 条 2 項違反）

2014（平成 26）年 6 月 3 日付準備書面（6）の第 1、第 2 を引用する。

6 熔融炉心が原子炉格納容器下部に落下した場合に備えて設置すべき注水設備がないこと（設置許可基準規則 5 1 条違反）

2014（平成 26）年 6 月 3 日付準備書面（6）の第 1、第 2 を引用する。

7 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合放射性物質の拡散の抑制に関する設置許可基準規則 5 5 条に適合しないこと

2014（平成 26）年 6 月 3 日付準備書面（6）の第 1、第 2、2014（平成 26）年 12 月 10 日付準備書面（8）、2015（平成 27）年 3 月 12 日付準備書面（9）、2015（平成 27）年 6 月 23 日付準備書面（11）、2015（平成 27）年 12 月 14 日付準備書面（13）の第 1、2016（平成 28）年 9 月 9 日付準備書面（16）、2017（平成 29）年 3 月 17 日付準備書面（19）の第 1、第 2 を引用する。

第 6 結論

以上より、本件各原発は、前記第 5 に記載したとおり、設置許可基準規則 3 条 3 項、4 条 3 項、5 条、37 条 2 項、51 条、55 条に違反しており、原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号に基づく基準に適合しておらず、本件処分は、同法 43 条の 3 の 8 第 2 項が準用する同法 43 条の 3 の 6 第 1 項柱書に反してなされた違法なものである。

よって、本件処分は違法なものとして取り消されなければならない。

以上